

## 7 利用できる貸付制度はありますか？

障害者又はその同居家族の方を対象に、自動車・福祉用具などの購入のための資金の貸付制度があります。また、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯を対象とした特例貸付も利用できます（令和2年12月31日（木）まで）。

事業	内容	対象者
生活福祉資金	<p>障害者又はその同居家族の方に、次の貸付を行います。</p> <p>①生業を営むために必要な経費            ②技能取得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費            ③住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費            ④福祉用具等の購入に必要な経費            ⑤障害者用自動車の購入に必要な経費            ⑥負傷又は疾病の療養に必要な経費（健康保険の例による医療費の自己負担額のほか、移送経費等、療養に付随して要する経費を含む。）及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費            ⑦介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費（介護保険料を含む）及びその期間中の生計を維持するために必要な経費            ⑧住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費            ⑨就職、技能習得等の支度に必要な経費            ⑩その他日常生活上一時的に必要な経費</p> <p>○民生委員を通じ、市区町村社会福祉協議会へ申請してください。</p> <p>&lt;問い合わせ先&gt; 民生委員、市区町村社会福祉協議会、            県社会福祉協議会</p>	○障害者のいる世帯
生活福祉資金 特例貸付 （～12月31日 （木））	<p>新型コロナウイルス感染症による経済への影響による休業等を理由に、一時的な資金が必要な方へ緊急的な貸付を行います。</p> <p>また、失業等により生活に困窮された方には、生活の立て直しのための安定的な資金の貸付を行います。</p> <p>下記窓口へ申請してください。</p> <p>&lt;問い合わせ先&gt;            市区町村社会福祉協議会、東海労働金庫（～9月30日（水））、郵便局（～9月30日（水））            ※10月以降は市区町村社会福祉協議会のみ</p>	○新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯